

## △事件解決と十四ヶ條の覺書

二十五日午前十一時、職工團の五代表者は再び福島品川署長と會見したるが、署長は再考の結果として發動機一馬力の評價を百廿圓を百十圓として提出せり、茲に於て當初一馬力百圓説を主張せる職工側は、同意を表したれど尙一應總會に諮るの要ありとて引き上げ、總會の結果越えて二十六日正式に署長案に同意するの旨を答へたり、一方中村社長は此調停案の意外に高率なるに驚きたるも、今は詮術なく同日同意し、茲に三通の覺書は作製せられ署長、社長、罷工團の間に配布され始めて事件の解決を見たり。

二十五日百十圓説纏まるや、五交渉委員は中村常務を會社に訪問したり。去る十一日會社に爭議發生して以來、日鐵支部長たり會社重役たりし氏は進退兩難に陥り、重役會議に於ても全く黙するの余儀なかりしが、常に公平なる見地に立つて事件解決のために熱心奔走する所ありしも、罷業職工は之に對するに同氏を會社重役と目して昔日の情誼其間に見る由もなく、或者は途に擁して氏を苦め二十三日罷業團が中村社長訪問の際の如き氏に對する非難は聞くに耐えざるものあるに到れり、苦衷察せられず連日悶々の裡に送れる中村氏に對して、此二十五日の職工の訪問は僅に氏をして又愁眉を開かしむるものあり、双方笑つて握手を交換し、二十六日には同氏は再び會社代表の一人として職工側に對

し接渉し、問題解決に際し左記十四ヶ條の覺書を作製、交換したり

## 覺書 (原文の儘)

- 一、手當金額の中六千四百圓は各自に五十日分宛分配し、殘金は計算の上中村氏より通知し團體に相渡すこと
- 二、受取り卅馬力二臺廿五馬力二臺計百十馬力
- 三、現金支拂ひは本月二十八日午后四時解雇手當二分、公休七日間常備給、年末賞與、但し積立金は道具調へ濟みと共に相渡すこと、器具返濟證明書、私物持出し證明書貰ひ受け會計へ持參のこと
- 四、責任者は田口氏と八十八名連名書類を添ふること
- 五、留任者解雇の場合は解散以外に營業上の都合に依る場合は今回同様の手當を支給すること
- 六、留任者に對し會社公休中の支給は歩増公休支給のこと、但し本月は皆勤賞を支給せず、一ヶ月皆勤には影響なきものとす
- 七、今後の雇入に際しては今回解雇せられる工手は優先權を有すること
- 八、受取機械は充分検査し普通豫備品を附し補助等に關し検査を受くべきも、工場に於て検査するものとす
- 九、シャフト注文に際し従來工場の規定は十呎以上は別に代金を申受くる例なるも今回は十三呎まで無代とすること
- 十、受渡期間中に於て二十馬力以上の馬力は隨意に變更し得ること
- 十一、賣渡契約書は或は他の契約書に於て八十八名を列記すること
- 十二、今後と雖工場内に労働組合の組織は隨意なること
- 十三、三名の嘆願者は中村氏即答し兼ねたるを以て協議するまで保留のこと
- 十四、二名の警告者の件は中村氏一任のこと

右の通り協議仕り候也

大正十年一月廿六日

會社代表 中村 一 徹